

2 文科初第 2 0 4 5 号
令和 3 年 3 月 2 3 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長
瀧 本 寛

文部科学省総合教育政策局長
義 本 博 司

高等学校情報科担当教員の専門性向上及び採用・配置の促進について（通知）

高等学校の各学科に共通する教科（以下「共通教科」という。）情報科については、新高等学校学習指導要領に基づき、令和 4 年度より指導内容をより充実させた共通必修科目「情報 I」が新設されることになり、これまで以上に指導体制の充実が求められます。

そうした中で、文部科学省において、高等学校情報科担当教員の専門性向上及び採用・配置等に関する状況を調査したところ、現在、共通教科情報科を担当している教員のうち、約 1,200 人が高等学校教諭臨時免許状（情報）の授与を受けた者及び、高等学校において情報の免許外教科担任の許可を受けた者である一方、高等学校教諭普通・特別免許状（情報）を保有しているものの、現在、共通教科情報科以外を担当している教員が約 6,000 人いる等の結果となりました。

共通教科情報科担当教員の専門性向上の促進については、各都道府県・指定都市教育委員会において、「平成 28 年 3 月 3 日付生涯学習政策局情報教育課長及び初等中等教育局教職員課長通知（高等学校情報科担当教員への高等学校教諭免許状「情報」保有者の配置の促進について（依頼））」及び「令和 2 年 12 月 24 日付初等中等教育局情報教育・外国語教育課及び総合教育政策局教育人材政策課事務連絡（高等学校情報科担当教員の専門性向上及び採用・配置状況等調査について（依頼））」等を踏まえ、既に取組を進めていただいているところと思いますが、改めて、下記を踏まえ、新学習指導要領の円滑な実施の観点から、令和 4 年度（令和 3 年度実施）公立学校教員採用選考試験を含め、今後の高等学校教諭免許状「情報」保有者の計画的な採用・配置、現職教員の同免許状取得の促進など

計画的な免許状保有率向上の取組を進め、共通教科情報科担当教員の専門性向上に努めていただくようお願いします。

記

(1) 相当する免許状を有する者の採用・配置の促進

教師の採用や配置に当たっては、高等学校教諭免許状「情報」保有者を計画的に採用する等により、高等学校教諭免許状「情報」保有者が指導に当たることができるよう適切な配置に努めること。

また、各教育委員会における採用選考において、高等学校「情報」の区分による採用選考を実施することや、高等学校「情報」以外の区分による採用選考において高等学校教諭免許状「情報」を有することを考慮した採用選考を実施するなど考えられる。

(2) 情報免許状保有教員を活用した配置の工夫

(複数教科の指導について)

高等学校教諭免許状「情報」を含む複数教科の免許状を保有する教員を効果的に配置できるよう、高等学校教諭免許状「情報」の保有状況を把握した上で、適切な配置に努めること。

(複数校の兼務について)

一人の教員を一つの学校にのみ配置するのではなく、複数の学校に兼務させるなど、複数教科の免許状を保有する教員を効果的に配置できるよう工夫すること。

その際、遠隔授業等を活用した複数校の兼務に関する事例等を紹介する「情報科免許状保有教員による効果的な指導に関する手引き（仮称）」（令和3年4月目途に文部科学省HPにて公表予定）等も参考にすること。

(3) 研修等を通じた情報科担当教員の専門性の向上に向けた取組

高等学校「情報」の免許状を保有するものの、しばらく情報科を担当していない教員をはじめ、情報科担当教員が指導力を維持し、また最新の知識・技能を身に付けるため、文部科学省が公表する研修教材（※）等を活用した研修等を実施するなどし、専門性向上に努めること。

※文部科学省では、都道府県等の研修でも活用できる新学習指導要領に対応した高等学校情報科「情報Ⅰ」教員研修用教材を文部科学省HP (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416746.htm) に公表している。

(4) 免許外教科担任の許可及び臨時免許状の授与の適切な取り扱いについて

免許外教科担任は、「ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができないと認めるとき」に一年以内に限り許可することができるものであり、当該趣旨にかんがみ、安易な許可は行わないようにしていただきたいこと。

臨時免許状についても、「普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り」授与することができる免許状であり、臨時免許状の趣旨に鑑み、安易な授与は行わないようにしていただきたいこと。また、現在、臨時免許状の授与を受けている者が特別免許状の授与要件を満たす場合には、積極的に特別免許状を授与していただきたいこと。

<別添資料>

高等学校情報科担当教員に関する現状及び文部科学省の今後の取組について

<参考>

高等学校情報科担当教員に関する現状について（文部科学省HP内）

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416746.htm

【本件担当】

（全般について）

初等中等教育局 情報教育・外国語教育課

情報教育振興室 情報教育推進係

電話 : 03-5253-4111（内線：2090）

E-mail : jogai@mext.go.jp

（教員採用・教員免許制度に関する内容について）

総合教育政策局 教育人材政策課 企画係

電話 : 03-5253-4111（内線：2456）

E-mail : kyoikujinzai@mext.go.jp

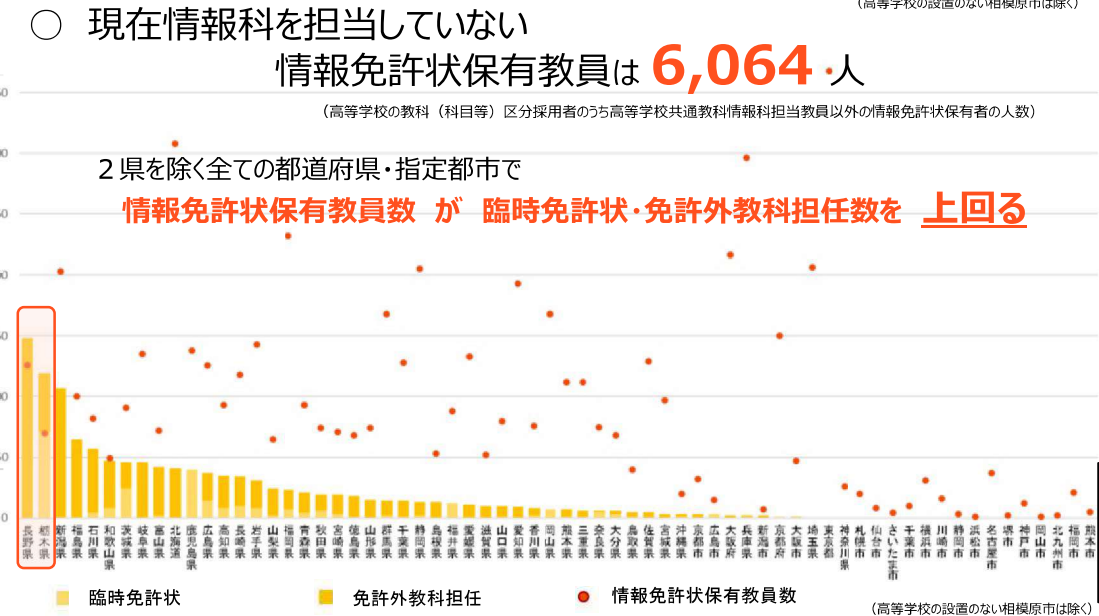
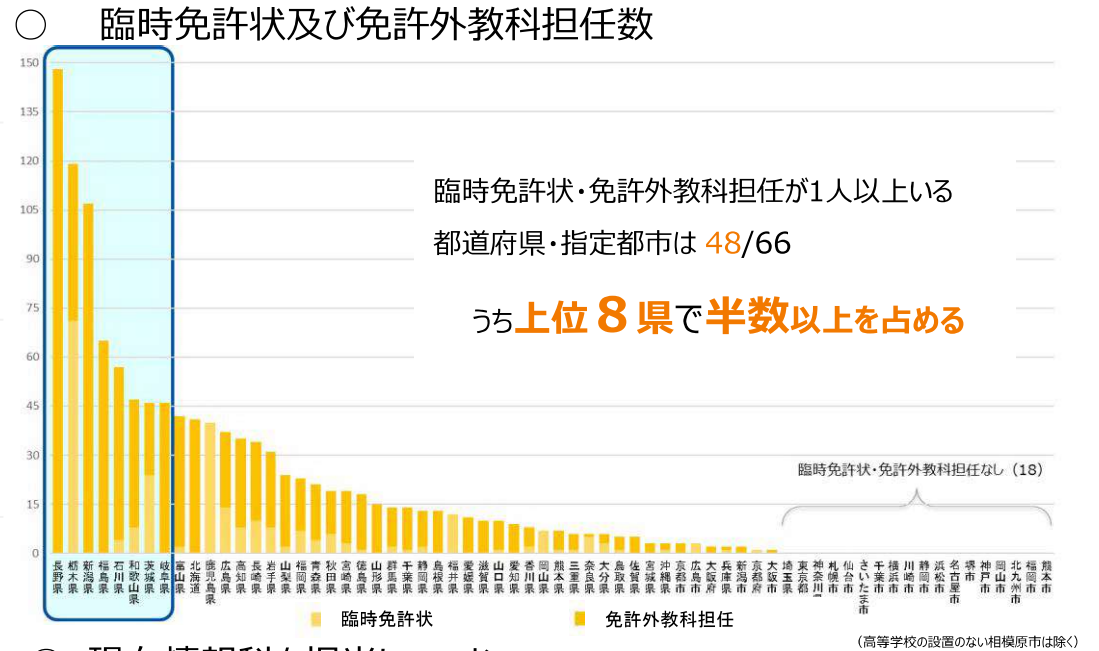
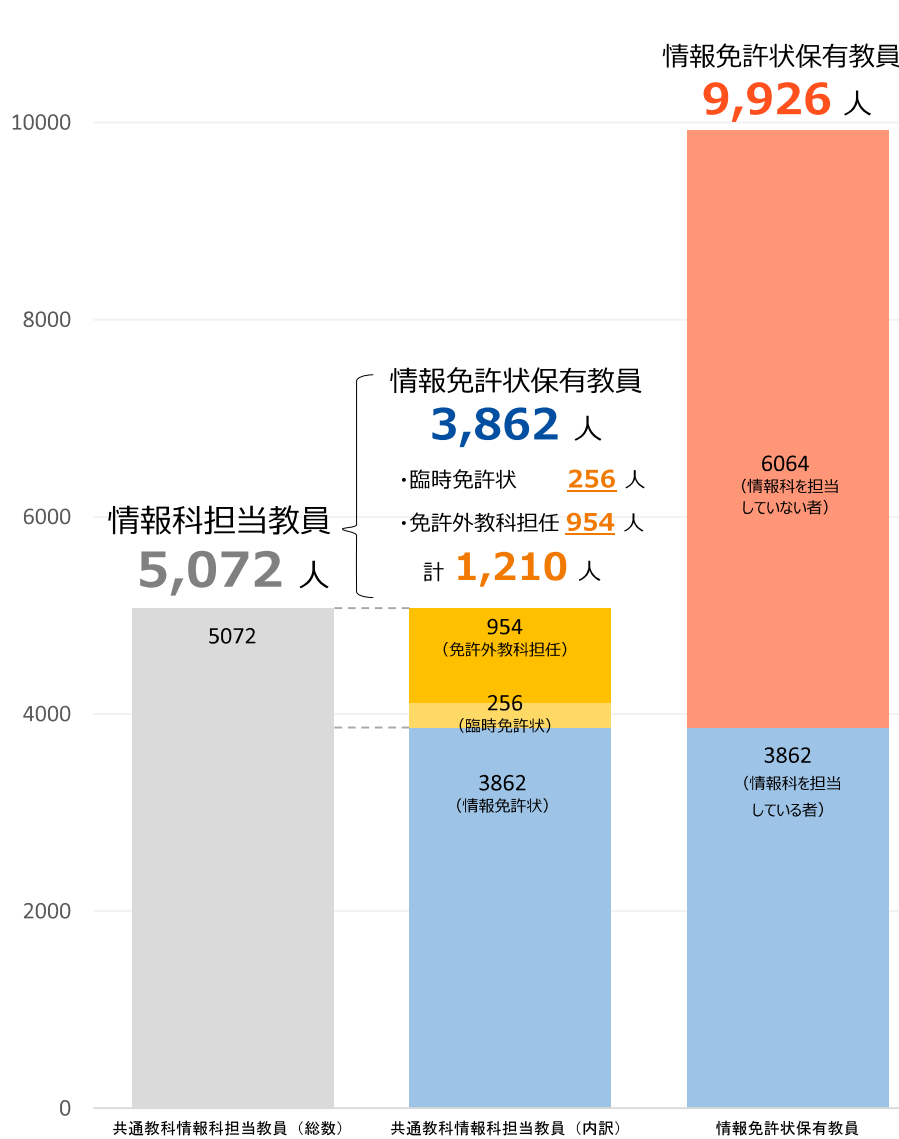
教員免許企画室 免許係

電話 : 03-5253-4111（内線：3968）

E-mail : menkyo@mext.go.jp

高等学校情報科担当教員に関する現状について

令和4年4月より、新しい高等学校学習指導要領に基づき、全ての高校生がプログラミング、ネットワーク、データベースの基礎等について学習する
 共通必修科目「情報Ⅰ」が新設されることなどを踏まえ、高校の情報科担当教員の配置等に関する現状について調査。
 [令和2年5月1日時点]



※本資料における用語の定義は以下のとおりとする。
 情報科：共通教科情報科
 臨時免許状：高等学校教諭臨時免許状（情報）の授与を受けた者
 免許外教科担任：高等学校において、情報の免許外教科担任の許可を受けた者
 情報免許状：高等学校教諭普通免許状（情報）及び高等学校教諭特別免許状（情報）

別添資料

高等学校情報科担当教員に関する文部科学省の今後の取組について

文部科学省としては、各都道府県・指定都市の採用・配置における多様な実態を踏まえ、以下の取組を実施し、新学習指導要領の円滑な実施に向けた更なる指導体制の充実を目指す。

採用の
促進

- ✓ 計画的な採用活動を促す など臨時免許状・免許外教科担任数の縮小に向けた国からの働きかけ

配置の
工夫

- ✓ 現在、情報科を担当していない現職の情報免許状保有教員を活用した配置の工夫を促進
- ✓ 複数教科の免許状を保有する者の効果的な配置の工夫を行うよう働きかけるとともに、
- ✓ 複数校の兼務を実施する際に参考となるよう、

遠隔授業等を活用した複数校の兼務に関する事例等を紹介する「情報科免許状保有教員による効果的な指導に関する手引き（仮称）」の作成・公表

専門性
向上

- ✓ 現在、情報科を担当していない情報免許状保有教員をはじめ、
情報科担当教員の専門性向上に向けた研修資料等の活用

- 高等学校情報科「情報Ⅰ」教員研修用教材（公表済み）
- 高等学校情報科に関する実践事例集（令和3年度委託事業にて作成中）
- 高等学校情報科教員のためのMOOC教材（一般社団法人情報処理学会より随時公表）



上記に加え、取組等が遅れている都道府県・指定都市への個別・継続的な相談・働きかけを実施